

奈町村議第 129 号
令和 4 年 8 月 19 日

各町村議会議長 殿

奈良県町村議会議長会
会長 新澤良文
(公印省略)

ブルーリボンバッジ着用に関する共同声明の協力要請について (依頼)

平素、本会の運営等につき、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」より、本会宛に標記共同声明についての協力要請がございました。(別添「ブルーリボンバッジ着用に関する共同声明の協力要請について」参照)

つきましては、貴職におかれましても、要請趣旨にご賛同いただくとともに、貴議会議員に対しましても本要請をご案内いただき、ご署名を賜りたいと存じます。

署名用紙については、期間が大変短く甚だ恐縮ではございますが、令和 4 年 8 月 24 日 (水)までに、本会までFAXにてご送付くださるようよろしくお願い申し上げます。

FAX番号：0744-29-8258 奈良県町村議会議長会

(送信票は割愛いただいて差し支えございません)

※ 署名用紙に記載されている送付先に直接お送りなされませんようご注意ください。

令和4年8月吉日

奈良県町村議長会 御中

ブルーリボンバッジ着用に関する共同声明の協力要請について

北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会
会長 西岡 力

かねてより拉致問題解決のため、陣頭に立ってご尽力をいただき心より御礼申し上げます。私たち家族会・救う会は、ブルーリボン普及を運動方針の重点項目として、毎年12月の北朝鮮人権週間に、閣僚、国会議員、地方自治体首長、地方議員の全員、また多くの国民がブルーリボンを着けて救出への意思を示すことを国民運動として呼びかけてきました。

令和3年においては、全ての閣僚がバッジを着用して閣議に臨み、拉致担当大臣を兼ねる官房長官からその写真が家族会・救う会に公開されました。家族会・救う会の依頼を受けて、全国都道府県知事会・市長会・町長会、併せて都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会の地方公共6団体からバッジ着用に関する文書が発出されました。心ある議員の議会活動もあって、執務中の職員においてもブルーリボンバッジを着用する自治体が少なからず存在するようになり、東京都知事、大阪府知事、沖縄県知事をはじめ多数の首長、警視総監、大阪府警本部長をはじめとする全国の警察幹部までもがブルーリボンバッジを着用して議場に入場しています。

ブルーリボンバッジは拉致被害者救済活動の象徴的な存在です。拉致問題を風化させないためにも、広報啓発活動は極めて重要です。しかしながら、ある裁判所において敷地内にてブルーリボンバッジを着用させないと命じられる暴挙がありました。驚くとともに深い悲しみを覚えております。

議員各位におかれましては、これまでブルーリボンを着けて救出の意思を示して下さいますが、ブルーリボンバッジを着用するというより一層強い意思を示すため、共同声明として内外に示して頂きたくご協力を要請いたします。

拉致被害者救出のため強い覚悟をもって ブルーリボンバッジを着用する共同声明

我々は我が国の政治家として、北朝鮮による日本人の拉致事件は単に拉致被害者の人権侵害というだけではなく、日本の国家主権の侵害の問題として認識し、これまで拉致被害者の救済のために議会活動その他国民運動に邁進してきました。

いま地方行政においては、執務中の職員までもがブルーリボンバッジを着用する自治体が少なからず存在し、東京都知事、大阪府知事、沖縄県知事をはじめ、警視総監までもがブルーリボンバッジを着用して議場に入場しています。国においても、全ての閣僚がバッジを着用して閣議に臨み、官房長官自らがその写真を撮影して拉致被害者のご家族に報告しています。

ブルーリボンバッジは拉致被害者救済活動の象徴的な存在です。これを公有地である裁判所の敷地内で着用させないよう、司法という国家権力を持って命じられるという暴挙がありました。驚きと深い悲しみを禁じ得ません。さらにその理由が法廷で釈明されていないことには怒りすら覚えます。だからこそ、ここに我々は、覚悟をもってブルーリボンバッジを着用することを宣言いたします。

議会名	氏名

署名実施・署名簿送付先 **ブルーリボンバッジを守る議員の会**

会長：小坪慎也（行橋市議会議員）〒824-0055 福岡県行橋市上稗田 1097-1

FAX： 0930-37-2635

本署名はインターネット上に公開され、ブルーリボン訴訟の弁護団を通じ法廷にも提出されます。

ブルーリボンバッジ禁止した裁判官の証人尋問が焦点に 大阪地裁の国賠訴訟

大阪地裁堺支部の民事訴訟の法廷で、北朝鮮による日本人拉致被害者救出を願うブルーリボンバッジの着用を禁止したのは、「表現の自由」を保障する憲法に反するなどとして、大阪府岸和田市の不動産会社「フジ住宅」の会長や支援者ら3人が、計390万円の国家賠償を求めている大阪地裁の訴訟（以下、バッジ訴訟）が山場を迎えている。バッジ着用を認めなかった堺支部裁判官（当時）の証人尋問の可否が焦点だ。

「法廷警察権」を主張する国側

バッジの着用が禁止されたのは、フジ住宅でパート従業員として働く在日韓国人の女性が平成27年、職場で「民族差別表現」を含む資料を配られたとして、同社に損害賠償を求めた訴訟の法廷。

バッジ訴訟の訴状などによると、法廷では当初、女性側の支援者が「ヘイトハラスメントストップ」と記した缶バッジを着用。裁判所は問題視しなかったが、のちにフジ住宅側の支援者が富士山と太陽を描いたバッジをつけると、双方のバッジ着用が禁じられた。

さらにフジ住宅会長や支援者らが着用していたブルーリボンバッジも令和2年7月の判決まで禁止され、大阪高裁での控訴審でも認められなかった。

国側は、ブルーリボンバッジ禁止は、裁判官が法廷の秩序維持のため必要な処置を命じることができると裁判所法が定める「法廷警察権」に基づく措置だと主張。

国側準備書面によれば、堺支部の裁判官らは、ブルーリボンバッジ着用は原告女性の「主張に対抗する趣旨と受け止められ」、着用を認めると「原告（女性）やその支援者らに対し、裁判所の中立性、公平性に疑念を抱かせる」可能性があるると判断していた。

国民運動のシンボル

これに対しバッジ訴訟の原告側は、ブルーリボンバッジは「拉致問題の解決を願う国民運動のシンボル」（政府）で、フジ住宅会長や支援者らは日常的に着用しており女性の訴訟とは無関係一と主張。裁判官は、女性側が反発するなら、そのことを説明して納得させるべきだったとする。

さらに、北朝鮮人権法第2条は「国は、北朝鮮当局による…拉致の問題を解決するため、最大限の努力をするものとする」と定めており、国の機関である裁判所がブルーリボンバッジを禁止するのは、同法の趣旨に反すると指摘。

これまでブルーリボンバッジの趣旨や北朝鮮人権法についての元堺支部裁判官の認識を問うてきたが、「明確な回答がない」として裁判官の証人尋問を申請。請求棄却を求めている国側は、裁判官の証人尋問も「必要ない」とする。

「否定されたような気持ち」

バッジ訴訟で、原告側は救う会会長の西岡力氏の補助参加を申請したが、認められなかった。西岡氏は「（ブルーリボンバッジの）着用が禁止されるということになれば（中略）拉致被害者救出を願うすべての国民の心を傷つけることになりかねません」と陳述する予定だった。

筆者も、「ブルーリボンバッジを着けていることを否定されたような気持ちになる」と幾人もから聞いた。訴訟とは関係のない人たちだ。特定の訴訟での出来事とはいえ、日本国内でブルーリボンバッジが禁止される場所があること自体がショックだというのだ。

証人尋問の可否は、9月16日の次回弁論で大阪地裁が決定をくだす見通しだ。

バッジ訴訟原告の支援者らは、元堺支部裁判官の証人尋問を認めるよう大阪地裁に要請する署名活動を始めた。

(大阪正論室長 小島新一)